

○ 懲戒処分の指針の改正について

(令和 7 年 6 月 26 日付け香監察第 60 号)

警察職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針の改正について(通達)」(令和 5 年 8 月 4 日付け香監察第 86 号。以下「旧通達」という。)を参考にして、厳正かつ適正に決定しているところであるが、この度、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めること等を内容とする、刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)等が本年 6 月 1 日から施行されたことに伴い、警察庁が示す「懲戒処分の指針」が改正されたので、引き続き、職員の規律違反行為の防止に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

懲戒処分の指針

第1 基本的事項

1 この指針は、規律違反行為の態様として、

- ・ 職務遂行上の行為
- ・ 私生活上の行為
- ・ 管理監督上の行為

を示している。

なお、懲戒処分を受けるなどした警察職員を管理監督する立場にある警察職員が、当該部下職員の規律違反行為発生等を認識していたにもかかわらず、当該規律違反行為を隠ぺいするなどした場合、事案の内容によっては、職務遂行上の行為としてその責任を問うこともあり得るものである。

2 この指針は、基本となる懲戒処分の種類を示したものであり、実際の処分に当たっては、

- ・ 当該行為の動機、態様及び結果
- ・ 当該行為の他の職員及び社会に与える影響
- ・ 職員の職責の内容
- ・ 職員の当該行為の前後における態度
- ・ 職員が過去に行った規律違反行為の状況
- ・ 部下職員の規律違反行為の態様及びこれに対する懲戒処分の種類

等を総合的に考慮するものとし、事案の内容によっては、この指針に定める懲戒処分の種類とは異なる処分を行うこと、懲戒処分とせずに監督上の措置である訓戒等を行うこと等もあり得るものである。

3 また、この指針に掲げられていない規律違反行為で公務員法に基づき懲戒をすべき場合には、この指針を参考にして懲戒処分の種類を決定するものとする。

4 なお、刑事手続は懲戒処分に係る手続とは別個に進められるが、公務員法に定めるところにより、拘禁刑以上の刑が確定した場合には当該職員は失職することとなることに留意されたい。

第2 規律違反行為の態様と懲戒処分の種類

1 職務遂行上の行為

規律違反行為の態様		懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
捜査一般に関するもの	被疑者その他の者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 195 条（特別公務員暴行陵虐） 7 年以下の拘禁刑
	被疑者その他の者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 104 条（証拠隠滅等） 3 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	刑法第 155 条、第 156 条、第 159 条（公文書偽造等） 1 年以上 10 年以下の拘禁刑等
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 258 条（公用文書等毀棄） 3 月以上 7 年以下の拘禁刑
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	刑法第 261 条（器物損壊等） 3 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金若しくは科料
	証拠物件を窃取又は横領すること	免職又は停職	刑法第 235 条（窃盗） 10 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金 刑法第 253 条（業務上横領） 10 年以下の拘禁刑
	過失により調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を紛失することにより、捜査・公判に支障を生じさせること	減給又は戒告	
	職務を怠り時効が完成するなど捜査に支障を生じさせること	減給又は戒告	
	要件の整った告訴・告発を受理しないこと	減給又は戒告	
	正当な理由なく暴力団員等捜査対象者その他の捜査関係者から飲食物等の提供を受けること	減給又は戒告	

留置業務に関するもの	被留置者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 195 条（特別公務員暴行陵虐） 7 年以下の拘禁刑
	被留置者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	過失により被留置者の逃走を生じさせること	停職、減給又は戒告	
	被留置者の物を窃取又は横領すること	免職又は停職	刑法第 235 条（窃盗） 10 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金 刑法第 253 条（業務上横領） 10 年以下の拘禁刑
	過失により被留置者の物を紛失すること	戒告	
	規程に違反して被留置者に飲食物等を与えるなどすること	減給又は戒告	
	自殺等の事故を防止するために巡回等適切な措置をとらないこと	減給又は戒告	
	重大な過失により留置場内に危険物等を持ち込まれること	減給又は戒告	
交通指導取締りに	交通切符等を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 155 条、第 156 条、第 159 条（公文書偽造等） 1 年以上 10 年以下の拘禁刑等
	交通切符等を偽造・変造すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	調書その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 104 条（証拠隠滅等） 3 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金 刑法第 155 条、第 156 条、第 159 条、第 161 条の 2（公文書偽造等） 1 年以上 10 年以下の拘禁刑等
	調書その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	交通切符その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 258 条（公用文書等毀棄） 3 月以上 7 年以下の拘禁刑

関連するもの	交通切符その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	刑法第 261 条（器物損壊等） 3 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金若しくは科料
	過失により作成済みの交通切符その他の文書又は証拠物件を紛失することにより、交通指導取締りに支障を生じさせること	減給又は戒告	
	職務を怠り時効が完成するなど交通指導取締りに支障を生じさせること	減給又は戒告	
	特定の者の利益を図るため当該者の違反を取り締まらないこと（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 103 条（犯人蔵匿等） 3 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金
	特定の者の利益を図るため当該者の違反を取り締まらないこと（上記以外のもの）	減給又は戒告	
装備品に関するもの	法令に違反してけん銃を使用すること	免職又は停職	銃刀法第 3 条、第 31 条の 3 3 年以上の有期拘禁刑
	過失によりけん銃を暴発させ、人を死傷させること	免職、停職又は減給	刑法第 211 条（業務上過失致死傷等） 5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
	過失によりけん銃を暴発させること	戒告	
	過失によりけん銃を紛失すること	減給	
	過失によりけん銃の弾を紛失すること	戒告	
	過失により警察手帳を紛失すること	戒告	
	でい酔者その他保護すべき者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 195 条（特別公務員暴行陵虐） 7 年以下の拘禁刑
	でい酔者その他保護すべき者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	でい酔者その他保護すべき者に対して事故等を防止するため適切な措置をとらないこと	停職、減給又は戒告	刑法第 211 条（業務上過失致死傷等） 5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
	賄賂を受け取ること	免職又は停職	刑法第 197 条～第 197 条の 4

その他規律に違反するものの			(収賄等) 7 年以下の拘禁刑等
	勤務時間中に遊技等をする事	停職、減給又は戒告	
	失踪をする事	免職、停職又は減給	懲戒処分のほか、分限処分についても検討する。
	職務上知り得た秘密を漏らすこと（重大なもの）	免職又は停職	国家公務員法第 100 条、第 109 条 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金 地方公務員法第 34 条、第 60 条 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	職務上知り得た秘密を漏らすこと（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントをする事（重大なもの）	免職又は停職	
	セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントをする事（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	選挙運動その他の制限されている政治的行為をする事	停職、減給又は戒告	公職選挙法第 136 条、第 241 条 6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金等 国家公務員法第 102 条、第 110 条 3 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
	過失により、被害者等の個人情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報が記録された文書を紛失すること	減給又は戒告	
	職務上の命令に違反してインターネットに情報を流出させる危険性が高い行為をすることにより、被害者等の個人情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報を流出させること	免職又は停職	
	職務上の命令に違反してインターネットに情報を流出させる危険性が高い行為をすること	減給又は戒告	
	職務上の命令に違反して、被害者等の個人	停職、減給又は戒告	

情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報が記録された電磁的記録媒体を自宅等に持ち出すこと		
---	--	--

2 私生活上の行為

規律違反行為の態様		懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
他人の生命・身体に関するもの	殺人、強盗、放火又は不同意性交等を犯すこと	免職	刑法第 199 条（殺人） 死刑又は無期若しくは 5 年以上の拘禁刑等
	他人に対して傷害を与えること	停職、減給又は戒告	刑法第 204 条（傷害） 15 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	他人に対して暴行を加えること	減給又は戒告	刑法第 208 条（暴行） 2 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
他人の自由・平穩に関するもの	不同意わいせつをすること	免職又は停職	刑法第 176 条（不同意わいせつ） 6 月以上 10 年以下の拘禁刑
	性的姿態等撮影、のぞき等をすること	免職、停職又は減給	性的姿態撮影等処罰法第 2 条 3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金 いわゆる迷惑防止条例 6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金等
	公共の乗り物等において痴漢をすること	停職又は減給	いわゆる迷惑防止条例 6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金等
	児童買春をし、又は条例に違反して青少年に対して淫行をすること	免職、停職又は減給	児童買春禁止法第 4 条 5 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金 いわゆる青少年保護育成条例

			2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金等
他人の財産に関するもの	住居等に侵入して他人の金品等を窃取すること	免職	刑法第 235 条（窃盗） 10 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金等
	路上等に置かれた自転車を窃取又は横領すること	停職又は減給	
	万引きをすること	停職又は減給	
	その他他人の財物を窃取すること	免職又は停職	
	恐喝をすること	免職又は停職	刑法第 249 条（恐喝） 10 年以下の拘禁刑
	器物を損壊すること	減給又は戒告	刑法第 261 条（器物損壊等） 3 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金若しくは科料
	公共の乗り物に無賃乗車をすること	減給又は戒告	鉄道営業法第 29 条 2 万円以下の罰金又は科料
道路交通に関する	酒酔い運転をすること	免職又は停職	道路交通法第 65 条、第 117 条の 2 5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
	政令酒気帯び運転で人身事故を起こすこと	免職又は停職	自動車運転死傷処罰法第 2 条、第 3 条 15 年以下の拘禁刑等 道路交通法第 65 条、第 117 条の 2 の 2 3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	政令酒気帯び運転をすること	免職、停職又は減給	道路交通法第 65 条、第 117 条の 2 の 2 3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	ひき逃げをすること	免職又は停職	自動車運転死傷処罰法第 5 条 7 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金 道路交通法第 72 条、第 117 条 10 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金

もの			
	当て逃げをすること	停職又は減給	道路交通法第 72 条、第 117 条の 5 1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金
	無免許運転をすること	免職、停職又は減給	道路交通法第 64 条、第 117 条の 2 の 2 3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	最高速度違反（非反則行為）であって悪質な違反をすること	減給又は戒告	道路交通法第 22 条、第 118 条 6 月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金
その他の規律に違反するもの	賭博をすること	減給又は戒告	刑法第 185 条（賭博） 50 万円以下の罰金又は科料
	覚せい剤その他薬物を所持又は使用すること	免職	覚せい剤取締法第 19 条、第 41 条の 3 10 年以下の拘禁刑等
	許可を受けずに営利企業に従事するなどすること	減給又は戒告	国家公務員法第 103 条、第 109 条 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	公務の信用を失墜するような不相応な借財、不適切な異性交際等の不健全な生活態度をとること	戒告	

3 管理監督上の行為

規律違反行為の態様	懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為発生の認識があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること	停職又は減給	
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為発生の認識可能性があるにもかかわらず、防止するための措	減給又は戒告	

置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること		
----------------------------	--	--